

SEC のストラテジック・プランー予防型行政と IT への取り組み

淵田 康之

要 約

1. 2004 年 8 月 5 日、SEC は、GPRA（政府業績評価法）に基づき、2004 年から 2009 年に向けてのストラテジック・プランを公表した。エンロン事件や投信不正問題等の一連の問題の発生や、ニューヨーク州司法長官の積極的な証券不祥事摘発姿勢が目立つなかで、SEC がどのような中期プランを掲げるのか、注目された。
2. 今回のストラテジック・プランでは、予防型行政という新たな考え方が打ち出されていること、及び IT 戦略が重視されている点が注目される。
3. 予防型行政とは、問題が生じてから関係者を摘発し、罰するというよりも、そもそも問題が生じる芽を摘むことを重視しようという発想である。この行政手法を実践するため、新たにリスクアセスメント室が設置された。
4. IT 戦略では、XBRL のようなタグ付きのコンピュータ言語の活用、業者のデータへの広範な電子的アクセスの確立、内部の業務効率化のための文書管理やワークフロー管理のシステムの導入などが掲げられている。

I. ストラテジック・プランとは

1. はじめに

2004 年 8 月 5 日、SEC は、2004 年から 2009 年に向けてのストラテジック・プランを公表した。同プランは、去る 7 月 9 日に組織決定されたもので、SEC の向こう 5 年における役割を確認し、目標と具体的な施策を示したものである。

SEC がストラテジック・プランを発表するのは、今回が 3 回目である。こうした計画を発表することは、1993 年に成立した政府業績評価法（Government Performance and Results Act of 1993、以下 GPRA）によって、SEC に限らず米国の各行政庁に求められている。

以下では、まず米国における政策評価につ

いて簡単に紹介した上で、今回の SEC のストラテジック・プランの注目点を紹介する。

2. 米国における行政評価

1990 年代初頭、米国は財政難の深刻化に対し、財政の効率化に向けた議論が活発化した。これを反映して超党派の議員と、就任して間も無いクリントン大統領のイニシヤティブの下で、GPRA が成立した。これは、連邦の行政機関に目標設定を課し、その目標に対する成果を評価して報告することを義務付けたものである。目標が明確か、複数の官庁が同様な目標を掲げていないか、そして目標を達成させるような政策が実施されたか、どのような成果が上がったか、などについて把握可能とし、税金の無駄使いを抑止しようという発想である。当初は試験的な導入からスタートし、本格的な導入は 1999 年度からで

ある。

GPRA の下で、各省庁は、まず 5 年以上の期間にわたるストラテジック・プランを作成し、OMB（Office of Management and Budget）及び議会の長に提出しなければならない。最初のストラテジック・プランが 1997 年 9 月末までに提出され、その後 3 年ごとに改訂することが求められている。今回の SEC のストラテジック・プランも 2000 年の改訂に次ぐ、2 度目の改訂版であり、初回から数えて 3 回目のストラテジック・プランとなる。

GPRA においては、ストラテジック・プランに含まれるべき項目が明確に定められている。すなわち、当該官庁の包括的なミッションステートメント、一般的な目標（ゴール）や具体的な目標（オブジェクティブ）及びそれらを達成する方策などである。

このストラテジック・プランに基づいて、毎年、年次業績計画（annual performance plan）が提出される。年次業績計画は、その官庁の予算に盛り込まれた個々のプログラムについて、プログラムの業績目標が何であり、その目標達成に何が必要かを明示したものである。原則として業績目標は客観的、数量的、計量可能な形で表現することが求められている。

年次業績計画の結果については、年次実績業績報告書（annual performance report）としてとりまとめられる。こうした各年の計画とその実績評価が、次のストラテジック・プランに反映されていくという仕組みになっている。

II. SEC のストラテジック・プランのポイント

1. 何故、今回のストラテジック・プランに注目するか

ストラテジック・プラン自体は、以上のよ

うに、法律によって作成を義務付けられているものであり、SEC が自ら主体的に中期的な戦略を作成しようと考えたものではない。従って、SEC 自身が、このストラテジック・プランを常に意識し、これに沿って行動することに強くコミットしているというわけでは必ずしもないと思われる。しかし、今回のストラテジック・プランは、注目すべきものであったと考えられる。それは、前回のストラテジック・プランが発表された 2000 年当時から、今日までの間に SEC そのものも、また SEC を取り巻く環境も大きく変化したなかで、SEC がどのような対応を志向しているのか、包括的に示す資料と言えるからである。

すなわち第一に、IT バブルが収束し、「根拠なき熱狂」の時代が終わるや否や、エンロン事件を初めとする企業不祥事が立て続けに発生してきた。これにより、一気に企業のガバナンス、内部統制、外部監査、会計原則、ディスクロージャー、アナリストのあり方といった多方面の分野において抜本的な改革が進展した。さらに投資信託における不正の問題も表面化し、投資信託改革も進みつつある。こうした相次ぐ大きな不祥事を経た SEC が、今後の証券行政についてどのような中期的展望を持っているのか注目されるのである。

第二に、こうした不祥事が頻発する中で、単純に SEC の役割に期待が高まったという面もあるが、むしろ批判も高まった。というのも、アナリスト問題や投信不祥事の追及の引き金を引き、その後、問題解決に向けたプロセスにおいて大きなイニシアティブを発揮したのは、SEC ではなくニューヨーク州司法長官のスピッツァー氏であった。これに対して SEC は後追いの対応になった観があったのである。さらに、2001 年 5 月に就任してまもなくエンロン事件に直面したハーベイ・ピット委員長は、監査法人擁護派であるとい

う批判に晒された末、新しく設立された監査法人監視機関である PCAOB の委員長選出過程の問題の責任を取り、2002年11月に辞任に追い込まれた。後任は難航した末、DLJの創業者で元 NYSE 会長のウィリアム・ドナルドソン氏が指名された。従って、今回のストラテジック・プランには、ドナルドソン新委員長の SEC の威信回復をかけたビジョンが込められていると言えよう。

2. 今回のストラテジック・プランの概要と特徴

今回のストラテジック・プランの概要は、図表1にまとめた通りである。特に注目されるのは、以下の点である。

- ① 証券市場において生じた問題をいかに摘発し罰するか、ということもさることながら、証券市場における問題を早期に検知し、法律違反を予防しようという点が強調されている。
- ② サーベンス・オクスレイ法や投信不正問題等を踏まえつつ、さらなるルールの強化、整備を進展させようとしている。特に、ガバナンス、格付け機関、ディスクロージャー（投信、アセットバック、デリバティブ等）、そして会計といった分野である。会計の分野では、IASB との会計原則の統合イニシアティブへの取り組みが掲げられている。
- ③ IT の有効活用が強調されている。IT の活用場としては、SEC 自身が監督・検査を行う場合の情報収集や分析、内部の業務、及び投資家や企業との間の情報の授受といった多方面における効率化が意図されている。
- ④ SEC の内部組織の改善・強化が重視されている。サーベンス・オクスレイ法の成立により、SEC の予算は大幅に増額され、人材の強化が図られて

いる。これを受け、より適切な人材を確保するためのリクルート方法、報酬システム、福利厚生の見直しが進展している。また業務環境の改善のために、先述の IT の活用が重視されている。

本稿では、以上のうち、①の予防型行政と③の IT の活用について、その内容をもう少し踏みこんで紹介することとする。

III. 予防型行政の強調

1. 予防型行政とは何か

ドナルドソン委員長は、就任以来、SEC では従来、問題を摘発し、罰することに重点が置かれてきたが、より重要なことは、そもそも問題を起こさないようにすること、そして問題を正すことではないか、という発言を繰り返している¹。

この点について、彼は、喩えとして、警察ではなく、医者になることだという表現を使っている。すなわち、従来、SEC と市場関係者の関係は、警察と容疑者のような間柄であったが、これを医者と患者のような間柄に変えるというわけである。医者が患者の相談に乗り、病気の兆候を見極め、その悪化を防いだり、治療したりするのが役割であるように、SEC も市場関係者と膝を交えて、業者の経営が悪化したり、法規制上問題を起こす兆候を抱えていないかどうかを把握し、問題が起きる前にアドバイスしたり、あるいは市場における何らかの問題拡大の兆候をいち早く察知し、これを正すことを重視するスタンスに転換しようということである。

実は、前の委員長のピット氏も、エンロン事件発生直後、問題の予防が重要だ、ということ強調していたが、彼の場合は法の執行の部分に焦点を当てていた。すなわち彼はリアルタイム・エンフォースメントという言葉を使い、問題が発覚したら、時間をかけて対応していくのではなく、即座に問題を摘発す

図表1 SECの戦略計画の概要

ゴール	アウトカム（目指すべき成果）	イニシャティブ（政策手段）
<p>1. 証券法規制遵守のための政策執行</p>	<p>1.1 証券市場における問題を早期に検知し、法律違反を予防。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. リスクアセスメントを強化し早期に問題に対応。 2. リスクベースの検査サイクルの導入。 3. 登録業者のデータへのアクセスの改善。 4. 法令事前適用申請等、問合せの受理と回答等のプロセスをよりカスタマードリブンなものとする。
	<p>1.2 法令違反の摘発、制裁。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. リスクアセスメントを通じ、投資家にとっての潜在的リスクを検知し、対応。 2. 他の証券規制当局（海外及び国内）と協調。 3. 検査関連の文書の電子化による効率的処理。 4. 問題ある取引や活動の把握や分析の自動化を進め、違反行為に迅速に対応。データベースも改善。 5. 職員のパフォーマンス、スキル、知識向上。
<p>2. 有効かつ柔軟な規制環境の維持</p>	<p>2.1 企業及びファンドのガバナンスを強化し、また高品質の国際的な財務報告基準に準拠することを通じて投資家を保護。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会計士の規制と監査基準の確立に関しPCAOBと協調。 2. 投信制度改革とヘッジファンド規制。 3. 企業及びファンドのガバナンスルールの制定、その他ガバナンス強化の施策の実施。 4. IASB との統合イニシャティブのサポート。監査基準の改善に向けた国際的な動きのサポート。 5. オフバランス取引、SPE等の会計について、原則ベースのアプローチの採用を検討。
	<p>2.2 商品やトレーディングプラットフォーム等のイノベーションの開発における業界の競争努力をサポートすると同時に、市場の公正性、健全性を確保。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. NMS のレビュー。清算・決済プロセスの効率化。 2. 格付け機関の規制構造の検討。 3. 投資会社の円滑な発展のための新ルールの採択。大手発行会社の資本市場アクセスの促進。アセットバックト証券及び他のデリバティブに関する開示、登録規制の明確化。 4. 市場参加者の業務継続計画導入に向けて協力
	<p>2.3 規制が明確に記述され、柔軟かつ適切であり、また財政的負担や報告負担が必要以上に大きくないようにする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 規則制定における組織内の協調体制の改善。コラボレーションツールの導入や関連情報のやり取りの電子化など。 2. 経済分析及び計量分析機能を規則や規制に、より活用。 3. 規則やガイダンスの電子化。様式の簡素化、標準化。 4. 過去の規則制定のインパクトを定期的な評価。

3. 十分な情報を与えられた形での投資意思決定を促進	3.1 開示資料が有益で、わかりやすく、企業間、業界間、ファンド間の分析が簡単にできること。またそうした開示資料への投資家のアクセスが、正確、適切かつタイムリーに可能であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開示内容の拡充。 2. SECのデータベースを改善し投資信託情報へのアクセスを向上させる。投資アドバイザーに関する情報の電子開示。 3. S.O.法によって要求されたSECによるディスクロージャーのレビューに向けた体制を整備。
	3.2 投資家の証券市場についての理解を深める。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 投資家教育基金の活用。 2. ウェブサイトの向上。 3. ターゲットを絞った投資家教育プログラムの展開。
4. SECのリソースを最大限に活用	4.1 ミッション、ゴール、アウトカムに則した人材戦略の確立。	<ol style="list-style-type: none"> 1. パフォーマンスに応じた報酬システムの実施。 2. リクルートの強化、陣容の強化。 3. 福利厚生の充実による従業員満足度の向上とスタッフの保持。 4. バーチャル環境での勤務の可能性を検討。 5. SEC大学によるオリエンテーションと研修の充実
	4.2 健全な財務管理と内部統制の実現。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会計監査の導入。 2. 34年法セクション31に基づくフィーの徴収。 3. パフォーマンスに基づく予算管理の検討。
	4.3 ITの革新的な利用を通じて業務改善を推進。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 戦略的なITプランの策定。 2. 電子的な文書の検索を通じた検査の実施。案件管理の自動化。 3. XBRLのようなタグ付データを活用した開示やファイリングの検討。 4. コメントレターや問合せ等の電子的な管理。 5. コラボレーションテクノロジー、ナレッジマネジメントツール、ウェブベースの業務管理ツールなどを活用した職員の生産性の向上。 6. エンタプライズ・アーキテクチャへの移行。 7. 政府のeガバメント政策に引き続き参加。 8. システムの安全性、信頼性の確保。 9. IT投資の立案及びプロジェクト管理のプロセスの向上。

(出所) SEC資料より野村資本市場研究所作成

ることで問題の拡大を防ごうという発想であった²。

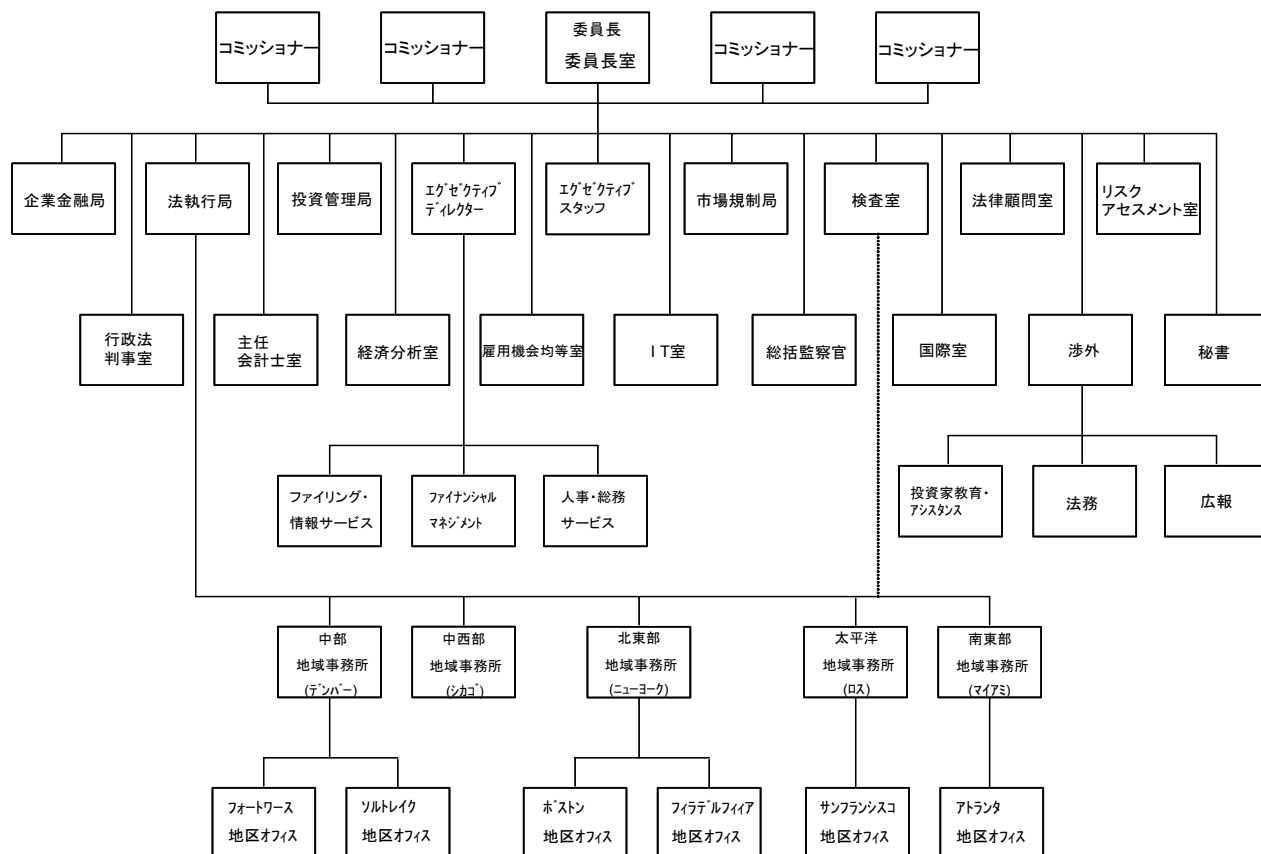
またピット前委員長はこれに関連して、問題を自ら SEC に積極的に通報したものについてはクレジットを与え、罰する場合にこの点を考慮すると発言し、これによって問題摘発の迅速化を図ろうと意図したのであった。ドナルドソン委員長の場合は、既に生じている問題に対して、これをいかに摘発するかという段階ではなく、そもそも問題が生じる兆候をつかもうという姿勢が強調されている。問題に事後的に対応するリアクティブな組織から、問題の可能性に積極的に向かっていくプロアクティブな組織への転換とも主張されている。

この予防型行政のシンボルとも言えるのが、リスクアセスメント室の創設である。ここは、図 2 に示されるようにコミッショナー直轄の

部署で、業界関係者や学者と接点を持つ他、SEC の他の部局とコミュニケーションしながら、各部署が抱えている市場や業者の問題の情報や、問題の兆候と感じている点などに関する情報を収集し、リスクマップなるものを作成する。これは SEC が取り組むべき問題を総合したものである。その上で、リスクアセスメント室の役割は、これらの問題の優先順位付けを行い、コミッショナーに進言することである。

従来、SEC の各部局の現場において、問題の兆候が認知されていても、組織の縦割りの問題から、コミッショナーレベルまで上がっていなかったり、複数の部局を通してみると市場全体の大きな問題であることが、個々の部局レベルでは、重大な問題として認知されていなかったという点が反省されている。

図表 2 SEC の組織



リスクアセスメント室は、いわば組織の壁を越えてリスク情報を収集することで、SECのトップレベルへのインプットを迅速化、適切化する役割を果たすことが期待されている。

2004年7月、このリスクアセスメント室の初代室長に就任したのが、チャールズ・フィッシュキン氏である。彼は、元フィデリティ・インベストメントズのトレーダーでリスクマネジメント・エグゼクティブであった³。もともと就任からこれまでの数ヶ月間は、同室の室員のリクルートのための面接が続いている段階であり、同室が本格的に稼動するのはこれからのようである。

しかし、以下に見るように、リスクアセスメント室の本格稼動を前に、既に予防型行政の考え方に通ずる動きが、見られ始めている。

2. 予防型行政の実践

1) リスクベースの検査の発想

リスクベースの検査とは、SECの限られたリソースを有効に活用するため、一律のチェックマニュアルで検査するのではなく、問題が大きいと判断される業者、あるいは問題があると考えられる分野に焦点を絞り、そこに検査を集中することである。検査サイクルも問題の大きい所により頻繁に検査することになる。銀行検査においては、1995年からリスクベースの検査が導入されているが、今回、SECも同様の発想を明確に導入しようというものである。

2) 利益相反のチェック

SECの検査室が独自のイニシアティブで行ったこととして、業者における利益相反の自己点検の要請がある。すなわち、各業者に自らの組織における利益相反について評価し、それによって問題が生じることを防ぐための行動や管理を行うように求めたものである。利益相反の例としては、重要非公開情報の利

用、自社や関連会社の商品を顧客の利益ではなく自社の利益のために販売すること、特定の顧客を他の顧客より優遇する扱いなどである。検査室のスタッフは、業者に書簡を送り、上記の点について各社と面談を行ってきた。これはまさに、医者が患者に日頃の生活習慣をチェックさせ、病気に陥らないようアドバイスする姿勢に似ている。

3) ITの活用

業者から提出を受けたり、自ら収集する膨大な情報、そして一般からの各種の通報などを、紙ベースで管理したり、電子ベースで保有していても検索や加工がきかない単なるイメージデータで保有している状態であれば、真に重要な情報を抽出し、判断することは困難である。そこで後述するようにITを活用し、業者のデータへの広範な電子的なアクセスを確立し、財務等の状況、コンプライアンス、市場へのリスク等について、定期的ないし自動的に評価できるようにすることが考えられている。

3. 予防型行政の評価—FRB的手法への接近?

以上のような予防型行政については、SECが業者に対して警察的ではなく、医者のように接していくことで、立場が業者寄りになってしまう恐れがないか、という指摘もある。例えば業者とのコミュニケーションの過程で、問題の兆候というよりも、既に法令違反があることが発覚した場合、これを表に出さずに解決してしまおうといった不透明な裁量が働く恐れがないか、という懸念がある。

しかし、SECが目指す予防型の行政は、既にFRBが大手銀行に対して実践している手法と同じである、とドナルドソン氏は述べている⁴。FRBにおいては、大手銀行に対する判断やアクションが市場一般に知られると、そのことが問題を拡大させる恐れがある。そ

ここで、様々なレベルのコミュニケーションを通じて問題の芽を察知し、これを摘み取るという対応がなされている。先述の通り、リスクベースの検査も、FRB など銀行行政の現場で行われていることであり、この点も、SEC の行政の FRB の行政への接近と言えるかもしれない。

この SEC の行政手法が FRB のそれに接近しているのではないか、ということは、SEC が 2004 年 4 月に採択した、Consolidated Supervised Entity の規則と合わせて考えると興味深い。同規則は、EU が金融コングロマリット規制を導入した結果、欧州で活動する米国の証券会社グループも、本国で同等の規制を受けていなければ、欧州金融当局のコングロマリット規制を受けることになるため、SEC が EU の金融コングロマリット規制を念頭においた、新たな監督体制を導入したものである。このことについて、SEC の役割が、従来の投資家保護行政から、プルデンシャル規制や金融システムリスクの監視の分野にも拡大していることを示すものとして注目する向きもある。こうした点も、伝統的な警察型行政からの転換を促す背景となっているのかもしれない。

IV. SEC の IT 戦略

1. 一段と重要になる IT の活用

一連の企業不正や投信不正の問題を受けて、SEC が果たすべき役割は格段に増大している。例えばサーベンス・オックスレイ法により、発行体や投資会社のディスクロージャー書類については、登録時のチェックだけでなく、その後少なくとも 3 年ごとに再レビューすることとされた。また投信に対する監視の強化が必要となったが、8000 もある投資ファンドをより厳格に監視することは、膨大な労力を伴う。特に証券会社の場合、NASD や取引所が自主規制機関として業者の監視を

行っているのに対し、投信にはそうした自主規制機関が存在しないため、SEC は自ら監視体制を強化していく必要に迫られている。今後、ヘッジファンドについても SEC 登録を義務付けようという動きもあり、そうなるにますます監督対象が拡大することになる。

SEC は、サーベンス・オックスレイ法により増額された予算を背景に、過去 2 年で 900 人も的人员増強を実現し、このような役割の拡大に対応しつつあるが、人力だけに頼らず IT を最大限活用していこうとしているのである。

IT 戦略が重要になっていることは、こうした SEC として IT の有効活用が不可欠となっていることと同時に、近年における IT の進歩の結果、IT が格段にパワフルな存在となっていることがある。特に XML や XML を応用したタグつき言語の発達により、ある情報を伝達する際に、同時にその情報が持つ様々な属性をコンピュータが処理しやすい形態で荷札のように付属させて伝達できるようになった。この他、文書管理、検索、コラボレーション等のテクノロジーも発達している。こうした IT の進歩を積極的に導入していくことが目指されているのである。

IT の導入は、現場レベルでばらばらに進められても、部局を超えたシステムの互換性や情報の共有に難がでる。従って、統一した発想で戦略的に取り組まなければならない。その意味で重要なのは CIO (チーフ・インフォメーション・オフィサー) の存在である。SEC においては、従来、情報テクノロジー室は、総務・人事部門等と並びエグゼクティブ・ディレクターの下に位置していたが、現在は同室は、コミッショナー直属の組織となり、同室長は CIO というタイトルを与えられている。

しばらく空席だったこの CIO のポジションに就任したのがコーレイ・ブース氏である。同氏は、大手コンサルティング会社マッキン

ゼー出身で、テクノロジーというより経営コンサルタントとしての手腕を背景に、SECのIT戦略を統括している。

統一した発想でのIT戦略ということでは、いわゆるEA（エンタプライズ・アーキテクチャ）の考え方をベースにした、組織における業務とITの全体的最適化に向けた計画がSECにおいても進行中である。ブース氏によれば、その動きはまだ初期の段階にあるということであるが、以下に見るように、個々の具体的な分野において注目すべきIT活用の動きが進展中である。

2. 企業情報におけるIT活用

これまでのSECにおけるIT活用の最も特筆されるべき成果と言え、EDGARの導入による企業情報開示の電子化であろう。これによって開示された情報が、個々の投資家にとって格段とアクセスしやすく、かつ分析しやすくなったのである。

しかし、企業情報開示の分野においては、さらにその利便性を飛躍的に向上させるテクノロジーが発展中である。それがXBRL（eXtensible Business Reporting Language）という、企業情報に関するタグつき言語の利用である⁵。

SECは、2004年9月27日、XBRL Voluntary Financial Reporting Program on the EDGAR Systemという規則提案を出し、企業がボランティアにXBRL形式で財務諸表等をEDGARシステムに提出することを認めることとした。SECではこの結果を踏まえ、XBRLを正式にEDGARで採用するかどうか、さらにはその使用を強制するかどうかなどを検討する予定である。XBRLの仕様も、現行のものを使っていくか、それともSEC独自の仕様が必要かどうかも検討対象である。なおSECは2004年10月にXBRL Internationalのオブザーバーとなり、2004年11月に開催されるXBRLの国際会議にも正式に3名の

職員を派遣する予定である。

3. 業者の検査・監督及び市場監視へのIT活用

先述のように、SECは業者の各種データへの、広範な電子的アクセスを確立し、財務やコンプライアンスについて定期的あるいは自動的なチェックを行っていくことを検討しているが、業者の監督・検査においてもタグ付き言語を活用することによって、大きな効率化が期待できる。

例えば、業者の財務情報をXBRLで取り込むことで、財務分析は迅速かつ精緻に行うことができる。銀行監督においては、既にFDICがXBRLの利用を推進しており、証券監督においてXBRLが利用されていくのは自然な流れと言えよう。

また、トレーディングのデータや価格データを分析し、業者や市場における問題を検出する上では、FIXMLやMDDLといったタグ付き言語を使うことも考えられている。特に自主規制機関が無く、また不正取引問題を背景にSECによる監視強化が必要とされている投資信託分野において、こうしたタグ付き言語を活用したデータ収集・分析が威力を発揮することが期待される。

この他、近年の不正摘発の手段として多用されるようになっている電子メールの分析についても、高度な検索システムを導入し、疑わしい表現ややりとりなどを抽出することが可能となる。

4. SECと市場参加者間のコミュニケーションの円滑化

SECと市場参加者間のコミュニケーションは様々なものがある。上記のEDGARや検査・監督等もSECと市場参加者間のコミュニケーションの一形態とも言えるが、それ以外にも以下のようなものがある。

ーノーアクションレターの要請とこれに対

する回答

一業者に関する問題や疑わしい取引についての SEC に対する通報

これらについても、電子的な処理を進めることにより、迅速かつ効率的な処理が目指されている。また Web サイトの再構築も予定されている。

5. SEC 内部の業務効率化

組織内部の業務効率化のための IT の活用は、今日、いかなる組織においても進んでいるが、とりわけ SEC のように膨大なデータと文書に関わる組織はそれほど多くないであろう。しかも業務が急速に拡大し、また人員も急増する中で、IT の果たす役割は大きなものがある。

業務効率化のための IT 活用としては、規則案など作成する際に、現場から上席者に上げたり、修正が途中で加わったりするプロセスが膨大に発生するが、電子メールにファイルを添付してやりとりするといった形ではなく、文書管理、ワークフロー管理のシステムを導入すること、コラボレーションツールを使った電子会議室の利用やリモート環境での業務の可能性の拡大、IT ツールについての研修・教育、ヘルプデスクサービスの充実、スタッフの教育システム、その他会計、人事、資材調達などのバックオフィスシステムの向上などがあげられる。

V. おわりに

1. 予想される委員長の交代と中期戦略の行方

以上、SEC のストラテジック・プランの概要と、その中で示された予防型行政の考え方や IT 戦略について紹介した。先述の通り、ストラテジック・プランは、法律に基づき作成を要請されるものであり、SEC 自身がこのプランを、どの程度積極的に意識して今後

の証券行政を行っていくのか定かではない。

特に、大統領選挙の結果、仮に共和党から民主党に政権が交代すれば、SEC の政策にも影響が及ぼう。もともとブッシュが再選されても、サーベンス・オックスレイ法以来、規制強化を進め、企業に多大な規制負担をかけてきた SEC に対しては、共和党議員からの風当たりも強い。実際、規則案によっては、共和党系のコミッショナーが反対する中、ドナルドソン委員長が民主党系のコミッショナーと共に賛成に回ることにより、かろうじて採択されるといった事態が生じている。ドナルドソン委員長自身が 73 歳と高齢であることもあり、政権が交代しようとしまいと、2005 年に彼が退任することは確実であるという見方も多い。

そうなる、ますます今回のストラテジック・プランで示された各種の構想が、今後、どの程度、継承されていくのか疑問とされよう。

しかし政治的論争を呼びかねない政策の帰趨は別として、それ以外の実務的性格の強い事項については粛々と進められると思われる。予防型行政の重視という点も、先述の通り、犯罪を見つけて罰することもさることながら、予防が重要という発想は、前委員長時代より主張されていることであり、この点については大きな異論はないものと考えられる。

もちろん、ドナルドソン委員長のお声がかかりで創設されたリスクアセスメント室がどの程度の力を持つかは、新委員長がこの組織をどう評価していくかによるだろうが、既に見たように、各部局レベルで、予防重視の姿勢は始まっているのである。この背景には、過去数年の証券行政が、エンロンを始めとした事件の発生に促された「スキャンダル・ドリブン」な形で進む面が多かったことに対し、それだけでは駄目であるという認識が現場でも共有されていることが考えられる。

加えて、グローバルに金融コングロマリッ

ト化が進む中で、SEC が投資家保護だけに焦点を置くのではなく、より FRB 的な行政手法を重視せざるをえなくなっているという事情もあろう。

IT 戦略も、委員長の去就に関わらず、中期的に計画され、遂行されていくべきことと考えられる。今回、提示された大きな方向性は、今後、特に異論が出されるような性格のものとは考えられない以上、基本的に上記の路線が大きく修正されるとは思われない。

2. わが国金融庁における政策評価

わが国においても、2002 年より行政機関において政策評価が本格的に導入され、3 年から 5 年間の基本計画が策定されるようになっていく。金融庁においても、2003 年 7 月 1 日から 2008 年 6 月 30 日までを計画期間とする基本計画が策定されているが、その内容は、SEC のストラテジック・プランに比べると、極めて簡潔なものとなっている。

報道によれば、金融庁においては、別途、向こう数年かけて日本版ビッグバンの成果についての総合的な検証に取り組むということであるが、今後、将来に向けての金融庁のあり方についても、戦略的なプランが示されていくとすれば、有意義と思われる。

¹最近では、Remarks before Financial Services Leadership Forum, September 27, 2004 など。

²例えば“How to prevent future Enron”, *Wall Street Journal*, December 11, 2001

³“SEC Wants Fixes, Not Fines”, *Washington Post*, September 29, 2004 参照。

⁴前記のワシントンポストの記事中で、ドナルドソン委員長はインタビューに次のように答えたと言われている。“We're trying to move toward the more prudential approach of the Federal Reserve [which regulates bank holding companies and some state-chartered banks]. When they find something wrong, they don't announce it and bring fines, they fix it.”

⁵XBRL やタグ付言語については、拙著『XBRL 入門』日本経済新聞社、2003 年参照。